



平成 19 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 任 天 堂 株 式 会 社
代表者名 取 締 役 社 長 岩 田 聰
(コード番号 7974 東証一部・大証一部)
問合せ先 広 報 室 長 豊 田 憲
(TEL:075-662-9600)

定款の変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 18 日開催の取締役会において「定款変更の件」を平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 67 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社の事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るとともに、インターネットの普及等事業環境の変化に伴う事業内容の多様化に対応するため、事業目的を整備・拡充するものです。(第 2 条)
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(同第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の理由により当社定款を変更するものです。
 - ① 公告機能および利便性の向上と費用の削減を図るため、公告方法を電子公告に改めるものです。(第 5 条)
 - ② 単元未満株主が行使できる権利に関する規定を新設するものです。(第 10 条)
 - ③ 株主の権利行使に係る手続き等についても株式取扱規則で定めることを明確にするため、規定を変更するものです。(第 13 条)
 - ④ 株主総会の開催場所を明確にするため、規定を新設するものです。(第 15 条第 2 項)
 - ⑤ 株主総会参考書類等の一部につき、インターネットを利用する方法で開示提供できるよう規定を新設するものです。(第 17 条)
 - ⑥ 株主総会における議決権の代理行使について、代理人の人数に関する定めを追加して規定するものです。(第 19 条第 1 項)
 - ⑦ 取締役会の運営をより機動的かつ効率的に行えるよう、書面等による取締役会の決議を可能とする旨の規定を新設するものです。(第 27 条第 2 項)
 - ⑧ その他、会社法が施行されたことに伴う必要な変更を行うものです。

(3) 上記に加え、定款全般にわたり、構成の整理、文言の修正および条数の調整等を行うもの
です。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

| | |
|-----------------|------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 19 年 6 月 28 日 |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 19 年 6 月 28 日 |

以 上

別紙

(下線は変更部分を示す。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当会社は任天堂株式会社と称する。 英文では Nintendo Co., Ltd.と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. トランプ類の製造販売 2. 娯楽用具、運動具、音響機器及び乗物の製造販売 3. 事務用機器及び事務用品の製造販売 4. 教材、育児用品、家庭用品及び電気用品の製造販売 5. 印刷、出版及び紙製品の加工並びに販売 6. 合成樹脂、金属及び木製品の加工並びに販売 7. 通信機械器具、電子応用機械器具及び装置の製造販売 8. コンピュータシステムを利用した情報ネットワークによる情報処理並びに情報提供業務 9. 放送事業 10. 放送関連技術、コンピュータの利用技術の開発及び販売 11. 不動産の売買、賃貸借、管理及び仲介 12. 金融業及び有価証券の売買 13. 損害保険代理業及び生命保険募集業 14. レストラン、食堂、喫茶店、売店、娯楽場の経営及び投資 15. スポーツ、その他の文化事業の企画及び興業 16. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付けたもの）の企画、製造並びに販売 17. 著作物の利用権、複製権の許諾 18. 商標の使用権の許諾 19. 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>(本店) 第3条 当会社は本店を京都市に置く。</p> | <p>第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当会社は、任天堂株式会社と称し、英文では、Nintendo Co., Ltd.と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. トランプ類の製造販売 2. 娯楽用具、運動具、音響機器および乗物の製造販売 3. 事務用機器および事務用品の製造販売 4. 教材、育児用品、家庭用品および電気用品の製造販売 5. 印刷、出版および紙製品の加工および販売 6. 合成樹脂、金属および木製品の加工および販売 7. ゲーム・映像・音楽等のコンテンツの制作および製造販売 8. 前号のコンテンツに係る電子応用機器および装置の開発および製造販売 9. コンピュータネットワーク等を利用した情報処理および情報提供サービス事業 10. 電気通信事業ならびに通信関連技術の開発および販売 11. 放送事業ならびに放送関連技術の開発および販売 12. 不動産の売買、賃貸借、管理および仲介 13. 金融業および有価証券の売買 14. 損害保険代理業および生命保険募集業 15. レストラン、食堂、喫茶店、売店および娯楽場の経営および投資 16. スポーツ、映画およびその他の文化事業の企画および興業 17. キャラクター商品の企画および製造販売 18. 著作物の利用権、複製権の許諾 19. 商標の使用権の許諾 20. 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を京都市に置く。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| (新設) | <p><u>(機関)</u> <u>第4条</u> 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> |
| (公告の方法) <u>第4条</u> 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。 | <p><u>(公告方法)</u> <u>第5条</u> 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> |
| 第2章 株 式 | 第2章 株 式 |
| (発行する株式の総数) <u>第5条</u> 当会社の発行する株式の総数は4億株とする。 | <p><u>(発行可能株式総数)</u> <u>第6条</u> 当会社の発行可能株式総数は、4億株とする。</p> |
| (自己株式の取得) <u>第6条</u> 当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。 | <p><u>(自己の株式の取得)</u> <u>第7条</u> 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> |
| (新設) | <p><u>(株券の発行)</u> <u>第8条</u> 当会社は、株式に係る株券を発行する。</p> |
| (1単元の株式数及び単元未満株券の不発行) <u>第7条</u> 当会社の1単元の株式の数は100株とする。 当会社は1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。 | <p><u>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u> <u>第9条</u> 当会社の単元株式数は、100株とする。 <u>2</u> 当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| (新設) | <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p><u>第10条</u> 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p class="list-item-l1">(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p class="list-item-l1">(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p class="list-item-l1">(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p class="list-item-l1">(4) 次条に定める請求をする権利</p> |
| (単元未満株式の買増し) | <p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p><u>第11条</u> 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> |
| (株券の種類) | (削除) |
| <p><u>(名義書換代理人)</u></p> <p><u>第10条</u> 当会社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</p> <p>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。</p> | <p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p><u>第12条</u> 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p> |
| (株式取扱規則) | <p><u>(株式取扱規則)</u></p> <p><u>第13条</u> 当会社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利の行使方法は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(基準日)</p> <p><u>第12条</u> 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利行使することができる株主とする。</p> <p>本定款で定めるもののほか、権利行使する者を定める必要がある場合は、取締役会の決議により予め公告し、一定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録質権者とする。</p> | <p>(基準日)</p> <p><u>第14条</u> 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p><u>2</u> 本定款で定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> |
| 第3章 株主総会 | 第3章 株主総会 |
| <p>(招集)</p> <p><u>第13条</u> 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。</p> | <p>(株主総会の招集)</p> <p><u>第15条</u> 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。</p> <p><u>2</u> 当会社の株主総会は、本店の所在地またはその隣接する地において開催する。</p> |
| <p>(招集者)</p> <p><u>第14条</u> 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。</p> <p>取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役がこれに代る。</p> | <p>(株主総会の招集権者および議長)</p> <p><u>第16条</u> 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p><u>2</u> 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> |
| <p>(議長)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たり、取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役がこれに代る。</p> | (第16条に変更移設) |
| (新設) | <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第17条</u> 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除いては、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> | <p>(株主総会の決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> |
| <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、株主総会において当会社の議決権を有する株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>この場合には株主又は代理人は代理権を証する書面を総会毎に会社に提出しなければならない。</p> | <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> |
| <p>(総会の議事録)</p> <p>第18条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果はこれを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。</p> | <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第20条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> |
| <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当会社に取締役15名以内を置く。</p> | <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 当会社の取締役は、15名以内とする。</p> |
| <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は株主総会においてこれを選任する。</p> <p>取締役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p> | <p>(取締役の選任)</p> <p>第22条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は現任者の任期満了の時までとする。</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第 23 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任者の任期満了の時までとする。</p> |
| <p>(代表取締役等)</p> <p>第 22 条 当会社は、取締役会の決議により取締役社長 1 名を選任し、更に役付取締役として取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。 取締役社長は代表取締役とし、ほかに取締役会の決議により、役付取締役の中から代表取締役若干名を選任することができる。 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</p> | <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 24 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定するほか、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。</p> |
| <p>(第 23 条、第 24 条から変更移設)</p> | <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p> |
| <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 23 条 取締役会は取締役社長がこれを招集し、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役にこれを通知する。但し緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> |
| <p>(取締役会の決議)</p> <p>第 24 条 取締役会の議長は取締役社長がこれに当る。 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行う。</p> | <p>(取締役会の決議)</p> <p>第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| (新設) | <p><u>(取締役会議事録)</u> <u>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> |
| (新設) | <p><u>(取締役会規則)</u> <u>第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> |
| (取締役の報酬) <u>第 25 条 取締役の報酬及び退職慰労金は株主総会で定める。</u> | <p><u>(取締役の報酬等)</u> <u>第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> |
| (相談役及び顧問) <u>第 26 条 当会社は必要に応じ相談役及び顧問若干名を置く。</u> <u>その選任及び報酬その他は取締役会でこれを定める。</u> | <p><u>(相談役および顧問)</u> <u>第 31 条 当会社は、必要に応じ相談役および顧問を若干名置く。</u> <u>2 相談役および顧問の選任および報酬その他の事項は、取締役会でこれを定める。</u></p> |
| 第 5 章 監査役及び監査役会 | 第 5 章 監査役および監査役会 |
| (監査役の員数) <u>第 27 条 当会社に監査役 5 名以内を置く。</u> | <p><u>(監査役の員数)</u> <u>第 32 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> |
| (監査役の選任) <u>第 28 条 監査役は株主総会においてこれを選任する。</u> <u>監査役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> | <p><u>(監査役の選任)</u> <u>第 33 条 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> |
| (監査役の任期) <u>第 29 条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>補欠のため選任された監査役の任期は退任者の任期満了すべき時までとする。</u> | <p><u>(監査役の任期)</u> <u>第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| (新設) | <p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> |
| (監査役会の招集) <p>第30条 監査役会は監査役がこれを招集し、会日の3日前までに各監査役にこれを通知する。但し緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</p> | <p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> |
| (監査役会の決議) <p>第31条 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> | <p><u>(監査役会の決議)</u> <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> |
| (新設) | <p><u>(監査役会議事録)</u> <u>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> |
| (新設) | <p><u>(監査役会規則)</u> <u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> |
| (監査役の報酬) <p>第32条 監査役の報酬及び退職慰労金は株主総会で定める。</p> | <p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第6章 会計監査人</u></p> |
| (新設) | <p><u>(会計監査人の選任)</u> <u>第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| (新設) | <p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p><u>第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、会計監査人は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> |
| 第 6 章 計 算 | 第 7 章 計 算 |
| (営業年度及び決算期) | |
| 第 33 条 当会社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、営業年度の末日を決算期とする。 | 第 43 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。 |
| (利益配当金) | |
| 第 34 条 利益配当金は、毎決算期における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。 | 第 44 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、期末配当を行う。 |
| (中間配当) | |
| 第 35 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日における最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録質権者に対し、中間配当(商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配を行う。)をすることができる。 | 第 45 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。 |
| (利益配当金等の除斥期間) | |
| 第 36 条 利益配当金又は中間配当金が、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 | |
| 未払の利益配当金及び中間配当金に対しては利息をつけない。 | (剩余金の配当の除斥期間等) |
| 以上 | 第 46 条 剰余金の配当は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 |
| | 2 未払の配当金に対しては利息をつけない。 |
| 以上 | 以上 |